



# 伏屋社会保険労務士事務所 (岐阜市)

常時雇用する労働者数 39 名 社会保険労務士事務所

★ 4つの評価項目の基準を満たしており、えるぼし（2つ星）に認定しました。

評価項目	認定基準	実績
1 採用	<p><b>男女別の採用における競争倍率が同等程度</b>                      (女性の競争倍率<math>\times</math>0.8 &lt; 男性の競争倍率)</p> <p>※雇用管理区分ごとに算出                      ※競争倍率は 直近の3事業年度の平均値の (応募者数<math>\div</math>採用者数) で算出。                      ※対象者は期間の定めのない労働契約締結を目的とするものに限る。</p>	<p><b>【競争倍率の実績】</b>                      正規：女性 2.33 倍、男性 3.00 倍                      非正規：女性 4.47 倍、男性 応募無</p> <p>※非正規（無期パート）については算出できないため、評価対象から除外して、正規の雇用管理区分のみで判断。</p> <p><b>女性競争倍率は男性より低い。</b></p>
2 継続就業	<p><b>男性労働者の平均継続勤務年数に対する、女性労働者の平均継続勤務年数の割合が 0.7 以上</b>                      (女性労働者の平均継続勤務年数<math>\div</math>男性労働者の平均継続勤務年数<math>\geq</math>0.7)</p>	<p><b>【平均継続勤務年数の実績】</b>                      非正規（最も人数が多い雇用管理区分ではない）に男性労働者がいないため、当該項目は評価対象外。</p>
3 労働時間等の働き方	<p><b>労働者の月別平均残業時間が各月ごとに 45 時間未満</b></p> <p>※平均残業時間は、法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均時間とする。                      ※雇用管理区分ごとに算出                      ※直近の事業年度の各月ごとの平均時間が全て平均 45 時間未満</p>	<p><b>【月別平均残業時間実績】</b>                      (最長の時間)                      正規 <b>21.3</b> 時間、非正規 <b>1.1</b> 時間</p> <p>雇用管理区分ごとの月別平均残業時間の最長の時間が <b>45 時間未満</b>である。</p>
4 管理職比率	<p><b>管理職に占める女性労働者の割合が別に定める産業ごとの平均値以上</b></p> <p>※産業ごとの平均値とは、産業大分類を基本に過去3年間の平均値を毎年改訂。厚生労働省ホームページに掲載。</p>	<p><b>【管理職に占める女性の割合実績】</b>                      「学術研究、専門・技術サービス業」の平均値 <b>6.8%</b> &lt; <b>28.6%</b></p> <p><b>平均値以上</b>である。</p>
5 多様なキャリアコース	<p><b>直近3事業年度のうち、以下について 1 項目以上の実績を有する</b></p> <p>A 女性の非正規社員から正社員への転換、又は女性の派遣労働者の通常の労働者としての雇い入れ                      B 女性の労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換                      C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用                      D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用</p>	<p><b>【実績】</b>                      A <b>1</b> 人、B なし、C なし、D なし</p> <p><b>1 項目</b>において実績がある。</p>